

令和7年4月に松本市内の国公立私立小学校に入学するお子さんの保護者のみなさまへ

松本市教育委員会

就学援助新入学用品費 入学前支給のご案内

松本市では、小中学生のお子さんがいらっしゃる経済的に困りのお家庭で、認定を受けた保護者の方に新入学用品費、学用品費、学校給食費などの「就学援助費」を支給しています。今回、令和7年4月に松本市内の国公立私立小学校に入学されるお子さんの保護者の方で、事前に入学前支給の申請をして認定を受けた場合に、小学校入学前の3月に新入学用品費を支給します。

◆ 支給の対象となる方（以下のすべてに該当する方）

- 令和7年4月に松本市内の国公立私立の小学校に入学するお子さんの保護者の方。
- 令和7年2月1日現在で、松本市に住所を有する方。
- 申請受付期間内に、教育委員会（学校教育課）へ申請された方。
- 就学援助制度の認定基準で審査した結果「準要保護者」（生活保護に準ずる程度）であると認定された方。
- ※ 小学校入学前に松本市外へ転出する場合は、転出先の学校へ入学後に申請してください。
- ※ 特別支援学校にご入学予定の方は、別の援助制度がありますので、入学後に学校へお問い合わせください。

◆ 申請方法

- 下記のいずれかの方法で申請してください。
 - 1 裏面のQR、または市のホームページに記載のリンクから申請
 - 2 学校教育課の窓口で配布 または市のホームページに掲載する申請書に必要事項を記入のうえ、学校教育課へ提出（入学予定校及び郵送では受け付けません）。

◆ 申請受付期間等

- 令和7年1月6日（月）～ 1月31日（金）
（市役所開庁時間 平日午前8時30分～午後5時15分）

◆ 持ち物（窓口で申請される方）

- 保護者名義の通帳
- 令和6年1月2日以降に松本市へ転入された方は、世帯全員分の 令和6年度 所得課税(扶養)証明書（令和6年度に住民税が課税されている市町村から取り寄せてください。）

◆ 認定の可否

- 審査の上、認定の可否を決定し、2月中旬～下旬に郵送で通知します。

◆ 支給金額、支給時期

- 支給金額・・・54,060円（予定）※新入学用品費の支給は、新入学時の1回限りです
- 支給時期・・・令和6年2月下旬頃（保護者の口座へ振り込みます）

裏面あり

◆ 注意事項

- 今回の入学前支給を申請しない場合でも、小学校入学後に就学援助を申請し認定された場合は、新入学用品費を支給しますので、入学後に学校から配布される案内に沿って申請してください。
- 入学前支給の認定審査は、令和6年度(5年分)所得で判定し、入学後に申請した場合は令和7年度(6年分)の所得で判定します。
- 所得の申告がされていない場合は、審査ができないため不認定となります。
- 今回の入学前支給を受けた場合でも、小学校入学後に引き続き就学援助費(学用品費や給食費等)の支給を受けるには、入学後に改めて申請し、認定を受ける必要があります。4月に学校から申請書が配布されますので、必ずご提出ください。(電子申請はできません。)

◆ 提出・お問い合わせ先

松本市教育委員会 学校教育課

松本市大手3-8-13 大手事務所4階

電話：0263-33-9846

申請用QR

